国土交通省
北海道運輸局
Hokkaido District Transport Bureau

Press Release

令和７年１２月３日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和７年１２月３日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３３条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

１．処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住　　所：東京都千代田区大手町２－３－１

代 表 者：小池 信也

２．処分内容

自動車の使用の停止処分（９営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	島牧	1両× 46日 1両× 45日	帯広	清水	1両× 44日 2両× 43日
札幌	清水沢	1両× 48日	帯広	広尾	1両× 29日 3両× 27日
函館	若松	1両× 43日	帯広	中札内	1両× 38日 2両× 36日
釧路	標津	1両× 30日 2両× 28日	帯広	陸別	1両× 60日
釧路	茶内	1両× 60日			

３．処 分 日

令和７年１２月３日（水）

【問い合わせ先】
北海道運輸局自動車運送事業安全管理室　酒井・二階堂
TEL：011-290-2744